**○中国地方整備局告示第二十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

中国地方整備局長　福田　功

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 九号 | 江津市浅利町三三一番一地先官有無番地から同市浅利町三三六番三五まで |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年二月十九日

**○中国地方整備局告示第二十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

中国地方整備局長　福田　功

| | |
|---|---|
| ㈠　道路の種類 | 一般国道 |
| ㈡　路線名 | 九号 |
| ㈢　道路の区域 | |

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 浜田市久代町七番五から同市久代町一五七〇番二まで | 前 | 一〇・三〇～二八・七五 | メートル | 〇・三一二 | キロメートル |
| | 後 | 一二・一〇～五三・二五 | | 〇・三一二 | |

| | |
|---|---|
| ㈣　図面縦覧場所 | 中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所 |

**○中国地方整備局告示第二十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

中国地方整備局長　福田　功

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 九号 | 浜田市久代町七番五から同市久代町一五七〇番一〇まで |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年二月十九日

**○中国地方整備局告示第二十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

中国地方整備局長　福田　功

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 号 | 山口市小郡下郷字下松南二二九五番一から同市小郡下郷字下開作三三七六番一まで |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年二月二十日

**○北海道開発局告示第十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

| | |
|---|---|
| 一㈠　道路の種類 | 一般国道 |
| ㈡　路線名 | 二百三十八号及び二百三十九号 |
| ㈢　道路の区域 | |

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡湧別町川西七九〇番四から同町川西八二番二まで | 前 | 二七・〇〇～五一・〇〇 | メートル | 〇・三一〇〇 | キロメートル |
| | 後 | 二七・〇〇 | | 〇・三一〇〇 | |

| | |
|---|---|
| ㈣　図面縦覧場所 | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 二㈠　道路の種類 | 一般国道 |
| ㈡　路線名 | 二百四十三号 |
| ㈢　道路の区域 | |

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道網走郡美幌町字稲美一四八番五から同町字稲美二三八番二まで | 前 | 二三・〇〇～四四・三九 | メートル | 〇・一九七 | キロメートル |
| | 後 | 二二・〇〇 | | 〇・一九七 | |

| | |
|---|---|
| ㈣　図面縦覧場所 | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 三㈠　道路の種類 | 一般国道 |
| ㈡　路線名 | 二百七十二号 |
| ㈢　道路の区域 | |

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道川上郡標茶町字阿歴内三五四番二から同町字塘路三四八番一まで | 前 | 三一・〇〇～九五・〇〇 | メートル | 〇・二一三 | キロメートル |
| | 後 | 一七・〇〇～七六・〇〇 | | 〇・二一三 | |

| | |
|---|---|
| ㈣　図面縦覧場所 | 北海道開発局及び同局釧路開発建設部 |
| 四㈠　道路の種類 | 一般国道 |
| ㈡　路線名 | 二百七十五号 |
| ㈢　道路の区域 | |

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道石狩郡当別町字蕨岱三一〇七番一地先から同町字対雁通三四五七番一地先まで | 前 | 三三・〇〇～三四・五〇 | メートル | 〇・一七二 | キロメートル |
| | 後 | 六五・〇〇 | | 〇・一七二 | |

| | |
|---|---|
| ㈣　図面縦覧場所 | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |